

秦漢の思想統制について

町田, 三郎

<https://doi.org/10.15017/2328629>

出版情報 : 哲學年報. 39, pp.159-181, 1980-03-31. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

秦漢の思想統制について

町田三郎

(一)

漢初の思想界の諸問題のなかでとりわけて重要なものに、漢の武帝による儒教一尊体制の施行がある。周知のように董仲舒が「春秋一統を大ぶは、天地の常經古今の通誼なり。今師ごとに道を異にし、人ごとに論を異にし、百家方を殊にして指意同じからず。是を以て上は一統を持するなく、法制しばしば変じ、下は守るところを知らず。臣愚おもえらく、諸の六芸の科孔子の術に在らざるものは、皆その道を絶ちて並び進ましむることなければ、邪辟の説滅息せん。然る後統紀一にすべく、法度明らかなるべくして民従うところを知らん」(漢書董仲舒伝策三)と建言し、武帝これをうけて「孔子を推明し百家を抑黜し、学校の官を建て州郡ごとに茂才孝廉を挙ぐ」(董仲舒傳)制度を布き、やがて建元五年「置五經博士」(武帝紀)「始置五經博士」(百官公卿表)こととなり、ここに諸子百家の学を抑えて儒教一尊の方向が定まった、とされることである。その後十年ほどした元朔五年に公孫弘の功令の制可があつて学制も整い、制度的保証をえてやがて儒教は漢代社会に定着していく。

しかし実はここに問題がある。武帝の先代、いわゆる文景期は、漢書に次のようにいわれる。「漢興り煩苛を掃除し民に休息を与う。孝文に至りこれに加うるに恭儉を以てす。孝景業に遵う。五六十載の間、移風易俗、黎民醇厚に

至る。周に成康といい、漢に文景という。美おといなるかな。」(景帝紀)

周の成康と並称される文景の治は、一般に「無為休息」の時代といわれ、竇太后を頂点として黄老無為の政府の盛行期でもあった。ではなぜ一転して武帝に至って儒教が国家教学の地位を突如として占めることになったのか。この時代なぜ排他的に儒教でなければならなかったのか。

思想の統制という限りで見れば、それは武帝にはじまるというものではない。歴史はすでに秦の始皇三十四年に、法家思想によるそれがあつたことを記している。それでは一体、片や法家片や儒家の違いこそあれ、二つの帝国で行われた思想統制とはいかなることであつたのであろうか。統制という政治的側面からこの二つの事態を照射したとき、いかなることがらが浮かび上ってくるのであろうか。以下の小論ではこの点について考えてみたい。そのためにはまず秦の場合からみていかなばならない。

(一)

始皇十七年に韓を亡ぼしこの地を潁川郡に編入して以来十年の間で、秦は天下を郡県体制下に組み直していく。この統一的な体制を内部から支えるものとして法令の整備施行があり、度量衡・文字・車軌等の規準化があつた。馳道直道や豪華な宮殿の造営ももとより無関係ではない。始皇三十四年には思想統制が行われ、最晩年の三十七年には貨幣の統一が行われる。二十七年の第一回巡狩以来始皇はこうした統一の功業を自ら誇るとともに諸制度の各地へのいっそうの定着化を目指してたびたびの巡狩も行っている。

ここで注意すべきことは、始皇が諸制度を統一し規格化したといつても、それが現実のものとなるためには、かな

りの時間を要するということである。たとえば貨幣や田畝制度の一元化は事実漢初から武帝期までまたねばならぬ。つまり統一というのも、原理原則の宣言であってそのままそれを社会的現実とすることにはより細心でなければならぬということである。

さて当面の思想統制は、始皇三十四年咸陽宮で盛大な宴がもたれたとき、僕射周青臣が郡県制の樹立によって戦争の患いからも解放されて人々自安する世の中が出現したのはすべて始皇の功業と頌したのに対して博士淳于越が駁撃し陛下だけが天下を所有して子弟匹夫たる現況ではいったんの際に輔弼するものもなく、國家の長久は望めない、よって古の封建こそ是なのだと言張する。この議が衆議に附され李斯の次の発言で決断されることとなる。

丞相李斯曰、五帝不相復、三代不相襲、各以治。非其相反、時變異也。今陛下創大業、建萬世之功、固非愚儒所知（中略）臣請、史官非秦記皆燒之、非博士官所職、天下敢有詩書百家語者、悉詣守尉、雜燒之。有敢偶語詩書、棄市。以古非今者族。吏見知不舉者與同罪。令下三十日不燒、黥為城旦。所不去者、醫藥卜筮種樹之書、若欲有學、以吏為師。

（始皇）制曰可（史記
始皇本紀）

この翌三十五年に坑儒のことがあって「禁を犯す者四百六十余人。みなこれを咸陽に坑にす。天下にしてこれを知らしめ以て後を懲す。」（同上）

以上が始皇の「詩書百家」の学を禁じ「以吏為師」システムの「制可」と、その翌年の補完的ともいえる「坑儒」事件であるが、そもそも統制の口火となったものは、周青臣と淳于越との郡県か封建かの体制論議であった。ところが実はこれとまったく同じ論議が、この時点をさかのぼる八年前、すなわち始皇統一の年、二十六年にも行われている。

「丞相（王）縮ら言う、諸侯初めて破るるも燕齊荆の地遠し。ために王を置かざれば以てこれを填むるなし。請う、

諸子を立てん。唯々上幸に許せ」「始皇その議を群臣に下す。群臣皆以て便となす。」しかし当時廷尉であった李斯が反対し、これに始皇も同調して「天下共に戦鬪の休まざるを苦しむは、侯王あるを以てなり。宗廟に頼り天下初めて定まる。また国を樹つるは是れ兵を樹つるなり。しかしてその寧息を求むる、あに難からずや。廷尉の議、是なり。」(始皇本紀)

こうみてくると、二十六年の議決にもづく郡県制の施行からすでに八年の才月を経た三十四年に再び体制論議がむしかえされ、それとのかかわりで思想統制が打ち出された、といえる。それにしてもすでに八年の間郡県制が施行されていないが、なおこの時点でその是非が争われ、しかも始皇に一蹴されることもなく議題化されるというのはどうしたわけであろう。考えられることは、体制上の不備欠陥がこの間種々見出され、何らかの補強や見直しの時期に至っていたのではないか、またかつての議論の場で王綰に与して封建を是とする勢力が依然として存在しそれなりに力をもっていたのではないか、ということである。

さて、以上のことから三十四年の郡県体制存続の決定は、二十六年の議決の再確認であると同時に、いわばその補強策として新たに思想の統制が加えられたものとせねばならない。李斯は思想統制という形でなぜ郡県制にテコ入れせねばならぬかを、先きの引用文の中略した部分で次のように述べる。

丞相臣昧死言、古者天下散乱、莫之能一、是以諸侯竝作。語皆道古以害今、飾虚言以乱実。人善其所私学、以非上之所建立、今皇帝并有天下、別黑白而定一。尊私学而相与非法教人、聞令下則各以其学議之。入則心非、出則巷議。夸主以為名、異取以為高、率群下以謗。如此弗禁、則主勢降於上、党与成乎下。禁之便。

李斯の同門の先達であった韓非はいう。「明主の国には書簡の文なく法を以て教えとなし、先王の語なく吏を以て師となす」(五藏)。この発想は当然李斯にも流れているようだが、李斯は本質的に行政家である。實際行政の面でそうせねばならぬ必要に迫られたとき、理論も援用され具体的な政策として発動される。したがって李斯が詩書百家を禁圧

せねばならぬと考えたときには現実にはそうした事態が存したからのこととしなければなるまい。それは宮廷内に依然として古を是とする封建派がい、これは政治理論面でも打倒していく必要があり一方では「私学を尊び」「群下を率いて」「教令」を議し、かつ「造謗」する徒輩があつて、これを放置すれば最終的には「主勢上に降り」「党与下に成る」形勢が存していたということである。「王のみ独り天下を制して制せらるることなき」(三十四年) (李斯上書) 態勢は守られねばならないからである。

それでは「古を是として今を非り」「群下を率い」て「造謗」する徒輩とは、秦の治世で実際にはどのような形で存在し、また翌年の「坑儒」といった極端な弾圧をも加えねばならぬほどの社会性をどうして彼らがあちえ、もしくは為政者にそう考えさせたのであろうか。

この点で示唆的なのが、一九七五年湖北省雲夢縣睡虎地より出土したいわゆる「雲夢秦簡」であり、とりわけ「南郡守騰文書」「為吏之道」「編年記」である。これら三篇は、始皇三十年頃までの南郡地方の官僚の意識を知る恰好の資料なのであるが、この時期はまさに秦の統一前夜から思想統制の行われる直前までの時期をカバーしている。既に別稿で述べているので当面の問題に必要な限りにおいてふれていきたい。

「南郡守騰文書」は始皇二十年の日付けをもっている。この文書で注目すべきは、法令の理念はあくまで「民心を矯端し、その「淫」(避)を去り、その悪俗」を除去して民生の便を図るために「聖王が法度を作為」した、とする点で、しかもこれが不十分であるゆえに新法令も用意され、自らの示達もその延長上にあると意識されていることである。したがって聖王が作為した法令が貫徹していく際に地域・郷俗、あるいは私好と結托してこれを阻害するものこそ、悪であり悪吏であるということになる。いうところの「淫失の民」「邪避の民」また「吏民の犯法して間(奸)私を為す者」である。しかるに今日「法律令已に布かるるも吏民の法を犯し間私を為す者止まず、私好郷俗の心も変せず」であつてなかなか治世の実はあがらない。だから官僚は恐れずに法の施行を阻害する者を告発検束

せよ、と結ぶ。

一方「精潔にして正直、慎謹にして堅固」といい出す「為吏之道」すなわち「吏道心得」は、無私であること寛容であること、自ら反省し民に率先して働き、忠を根幹とし万事に細心で富貴に恬淡、行を正し身を修めて地方の行政に当れと説く。いわば地域に融和した良き役人たれ、と説く。この点騰文書が郡守から下僚へというタテの系列で法の貫徹を指示するのに対して、為吏之道は地域と協調してヨコ組みで法令の浸透を企図して支配の実をえようとするものの如くである。

ところでこの「聖王」の作為した法に則って、さらにこれを補足もした「君主」が、官僚のパイプを通じながら一元的に地域郷村に指令するとき、その現場には種々さまざまな混乱が発生していた。騰文書にくり返しいわれる私好郷俗、邪僻淫佚の民及び吏民のこれらとの結託、悪吏の「争書（訟）」等々である。このことは南郡に限らず郡県化が拡大するとき各地に惹き起された現象であつたろう。従前の慣習とは違った処理の仕方に馴染めず当惑する民衆も多かつたろうし、この混乱に乗じて悪徳官僚も出現しよう。だからこそ騰文書では、良吏を「法律に熟知し事務能力に秀れたるもの」とも規定するのである。

それではこうした「郷俗淫失之民」「私好郷俗之心不変」の主体ともなり、リーダーともなるものは一体誰れであつたのだろうか。李斯は「令下るを聞けば各らその学を以てこれを議す」という。郷村にあつても「法令」を理解し是非する程度の学力がなければ、そもそも議論そのものが成立しない。戦国末期から秦にかけて文字を識る程度の教育は、かなり普及していた。雲夢秦簡中の「編年記」の主人公喜は、十七才で地方官僚試験にパスしてい、また雲夢の四号墓からは従軍した先きから故郷の母親へあてた二人の息子の木牘が出土している。きまり文句を多用した拙い文章なのだが、ともかくこの村落にも何らかの教育の場が存したことを思わせる。管子弟子職篇にみられるような大がかりのものではなからうが、村塾めいたものは、ひとり雲夢の地に限らず各地に散在していたであらう。いちおう

の知識の普及を前提としてはじめて「商管の法を蔵する者は家ごとにこれあり」(韓非子)の発言もありうるわけだからである。

呂氏春秋尊師篇に「唐圃を治め、灌寝に疾め、種樹を務め」と弟子は師のため農作業その他生産に従事する姿が描かれる。一時秦の待詔博士でもあった叔孫通は百余人の弟子を有している。この頃儒者は集団で存在するとともに各地に根を張って自給態勢をとりつつ定着化していた。彼らは子弟の教育や郷村の礼俗や喪祭を指導しつつ多分に習俗化したのも確固とした基盤を郷村に作りあげつつあったとみることができる。「礼楽の講習」や「弦歌」をもって高祖を迎えた魯の例、曹参のもと「百を以て教う」諸儒の集った斉の例を見ることができよう。そしてその彼らが深く信ずるところは「古を是」とする信条であった。

郷村のリーダーがすべて儒生であるとは当然いい切れないが、そこにたえず儒生の姿が見えかくれているところに、始皇三十四年の李斯の上書で「古を是」としつつ「群下を率いて」「教令」を「造謗」する集団が、実は地方の「私好郷俗」「淫失之民」が作り出している状況と同根で、政府にとってまさに社会的拡がりをもった敵対勢力であり、ここに「詩書百家」を禁圧せねばならぬ必然性も発すると理解されるのである。

秦の思想統制とはおよそこのようなものであったと考えられるが、秦の政治でいま一つ見落してならぬ点のあることを指摘しておきたい。それは郡県体制の目ざす究極のもの何か、ということである。すでに「人々自ら安楽にして戦争の苦なき」(周青臣)の語)ものが郡県制であるといわれるが、為政の大綱とでもいうべきものをわれわれは始皇自らが参加して書きのこした「刻石」に見ることがができる。今日泰山刻石等七種が残存するが、その要は「仁義」「道理」に則った秩序のある世界の樹立を旨とするというにある。刻石が地域的限定的であることはもとよりだし、始皇は自らの功業を誇ることを直接の目的としたであろうが、実はそこにおのずと示される治世の理念が、戦国の分裂国家を統一して広大な帝国を形成した秦にとっては、より効率的に統治していくうえでも必要不可欠なものであった。君主が

象徴的な存在であることのほうが、實際政治のうえでより有効に作動するからである。⁽³⁾

しかしこの刻石にいう「仁義」や「道理」の内味も問題であるが、こうした政治理念と現実に行われている儒教の排撃は、すなわち政治における理念と現実の分離を示す事實は、あるいは郡県体制そのものの充足完成をまつて解決される可能性をもつものではあろうが、少くとも当時の實際政治における儒教の排撃は、こうした刻石の理念とは不整合である、ということはいえよう。

(三)

武帝期になぜ儒教が国家教学としての地位を獲得するに至ったか、ということの最も一般的な説明は、一つには漢書食貨志の「武帝の初めに至る七十年の間、国家事なく、水旱に遇うに非ざれば則ち人ごとに給り家ごとに足る：「社会経済の豊かさと安定性、そのうえで「人々自愛して法を犯すを重かり、まず誼を行って媿辱を黜ぞく」人情風気の厚さがあって、そこへ二に武帝の儒教好み、側近の儒生の活動がうまくマッチし、三に公羊を伝える齊学が董仲舒を介して漢の政治に適合したからだといわれる。⁽⁴⁾

こうした理由はそれぞれに根拠をもつものではあるが、当面建元五年の「置五經博士」を儒教体制への区切りの時期と考えると、時に武帝は二十一才の若さであった。竇太后や田蚡らの実力者にはさまってこの若き帝王はまことに果敢な決断をしたものといわなければならない。果して可能なのだろうか。疑問のもたれるところである。そこで四の立場が登場する。それは文景期の思想界を分析して儒教の優位性を歴史事実の中から掘りおこして武帝期へと接合せしめようとする試みである。この方式は、たしかに先きの社会経済の安定性や武帝の個人的趣好を理由とするもの

よりは、説得力をもっている。それは少くとも史的な展望の下に立つものだからである。しかしここで拾いあげられたさまざまな儒家的な事象を吟味してみても、だから武帝の時に儒教でなければならなかったのだという必然性を証明することは難しい。それはあくまで個別の事象の指摘であって、状況証拠とでもいふべきものに終ってしまう。個別の指摘でも重要なことであるには違いないが、その重要さはより多く文景期の通常いわれる無為休息という時代把握に疑問を提出し再考をうながすというこのほうに意義をもつ。

そこでこうした研究の経緯を参考しつつも武帝期になぜ儒教がこのような形で登場し、また他のものでいけなかったのかは、別の方法を通じて解明されなければならない。まず年表ふうに武帝即位初年のことをみてみよう。

竇太后……好黄帝老子之言、景帝及諸竇、不得不誦老子、尊其術(史記外戚世家)

上初即位、富於春秋、蚡以肺附為相……樞移主上(田蚡伝)

建元元年 举賢良方正直言極諫之士、丞相縮奏、所举賢良或治申商韓非蘇秦張儀之言、乱国政、請皆罷(武帝紀)

議立明堂遣使者安車蒲輪、束帛加璧徵魯申公(武帝紀)

(竇)嬰(田)蚡俱好儒術、推轂趙絳為御史大夫、王蔵為郎中令、迎魯申公欲設明堂、令列侯就国除閔、以礼為服制、以興太平……。太后好黄老言、而嬰蚡等務隆推儒術貶道家言。是以竇太后滋不説。(田蚡伝)

二年 御史大夫趙絳坐請毋奏事太皇太后、及郎中令王蔵皆下獄自殺、丞相嬰太尉蚡免(武帝紀)

御史大夫趙絳請毋奏事東宮。竇太后大怒曰、此欲復為新垣平邪、廼罷逐趙絳王蔵、而免丞相嬰太尉蚡。(田蚡伝)

三年 張騫……以郎應募使月氏(張騫伝)

閩越举兵困東甌、東甌告急於漢……(蔵助伝)

五年 置五經博士(武帝紀) 始置五經博士(百官公卿表)

六年 皇太后崩(武帝紀)

及竇太后崩、武安君田蚡為丞相、黜黃老刑名百家之言、延文學儒者以百數（儒林伝）

この建元元年から六年に至る即位当初の記録で特に注意すべきことは、元年に申商刑名の徒を追い落した儒教推進派の竇嬰田蚡趙綰らは、儒教教説に則りつつ具体的に明堂を設立し礼制を定め、よって「太平を興さん」と企図し隆んに儒術を推すが、二年「毋奏事東宮」と奏上したのに激怒した竇太后に阻まれて、いっせいに政界から追放され自殺にもおいこまれる。しかし五年には「置五經博士」が決定されている。この時竇太后はなお存命中であった。建元五年のこの時点で、竇太后は、たんに明堂を立て礼制を施行するといった個別のものではなく、国家教学の制度的樹立というより重大な局面で何らの発言を行っていないという事実である。たしかに二年には、趙綰らを自殺にまで至らしめた。しかしその翌年には武帝は張騫を大月氏へと派遣する。対匈奴戦への遠大な戦略の一布石である。日ごろ権臣たちの横暴に「常に切齒」していた武帝のせい一杯の行動でもあった。そして五年の五經博士の設置。この時竇太后は再びは阻止しない。何故だろうか。推測によらざるを得ないが、趙綰らの「毋奏事東宮」という主張は、竇太后によって「新垣平」の名を籍りてもみ潰されるが、実はこの主張は時の漢廷の重臣たちには多く支持されていたのではなかったろうか。名分論の立場からしても年若いとはいえ天子が実存している限り正論であり、それ以上に女主専制の恐怖は呂后の記憶に新しいところだからである。

竇太后がいかに老子好みであろうとも、景帝期に轅固生によって「此是家人之言耳」と洞破されてもいる。一門の竇嬰ですら儒家好みであった。制約されているとはいえ武帝も匈奴対策に張騫を月氏に派遣することはできたわけだし、東甌対策では派兵をしる実力者田蚡に必ずしも与せず、蚡と立場を異にする敞助に近い。さらに建元年間中に申公らとは違った発想をもつ董仲舒も登場してくる。

こうみてくると、たしかに若き武帝を制約するものは多かったが、その武帝の背後にある一つの流れがあつて、それがもろもろの圧力をはね返して、建元五年の五經博士の設置へと向わせているものの如くである。それではこの背

後に予想される流れとはいったいかなるものであったのだろうか。

(四)

秦は力によって六国を平定し力による支配を強行した。そして悪評の下で崩壊した。この世評に乗じて秦王朝をマイナスに評価する言辭は容易でもあり事実多く存した。新興の漢王朝にとってそれはそれで有利なことでもあった。「刻削にして仁恩和議なき」(始皇本紀)ものから「寛大なる長者」(史記高祖本紀)の天下へ推移したと。それでは寛大なる長者の仁恩和議ある政治とは何であったか。民衆には秦の苛法の廃棄であり、同姓功臣にとっては諸侯国の樹立であった。「高帝封王子弟、地犬牙相制、此所謂盤石之宗也；、漢興、除秦苛政、約法令、施德惠、人人安、難動揺」(文帝紀宋昌の言)であった。

漢の政治体制は郡国制といわれる。秦の全国一律の郡県制を廢して封建制をとりこんだ折衷的体制である。漢初の諸侯国は「藩国の大なる者は州に跨がり郡を兼ね、連城数十、宮室百官制を同じゅうす」(諸侯王表)るもので、皇帝の直轄地が十五郡であったのに対して、諸侯国は三十余郡にも及んでいる。漢の高祖の皇帝への即位は、楚王韓信や淮南王英布らの推戴によって漢の五年に行われる。王の王としての皇帝であり、諸王はまた皇帝によって地位を保証される。高祖の直接支配の領域や諸王との関係を考えても、漢初の政治体制は、郡国制という概念の不分明なものであるよりは、むしろ明白な封建制と考えてよい。

高祖は晩年「吾れ天下の賢臣功臣に背くなしというべし」(高祖本紀十二年の條)、誰れにも借りはないと豪語するが、ひとたびは自ら封じた諸侯王、とりわけ異姓諸侯への弾圧は高祖九年の趙王趙敖を皮切りに次々と行われていって、高

祖一代のうちに主要な諸侯王はほとんど滅されてしまう。秦を否定するものとして登場した漢王朝は亡秦孤立の敝に鑑みて「子弟功臣」を封建し藩屏とし三代の治の継承を理想としたが、現実には否定すべき秦王朝の体制をひきつがざるをえない方向にあった。これが中央集権化政策への転換であり、諸侯国割削政策である。

文景期の諸侯国割削政策の理論的な推進者に賈誼と晁錯とがいる。いずれも「強幹弱枝」をいう。そしてこの期の諸侯国問題が従前よりいっそう面倒で難しいものとなったことは、諸侯国と匈奴、閩越等の外国勢力がつねに運動しているということである。国内問題は同時に外交問題でもあり対外問題にも転化する複雑で困難な事態に変わったのである。⁽⁶⁾

封建諸侯国のありようの一つのピークを示すものに呉王濞の場合がある。恵帝呂后の時代「天下初定、郡国諸侯、各務自拊循其民、吳有豫章郡銅山、濞則招致天下之亡命者、益鑄錢、煮海水為塩、以故無賦、国用富饒」、文帝とき「其居国以銅塩故、百姓無賦…歳存問茂材、賞賜閭里…如此者四十余年、以故能使其衆」景帝三年、呉楚七国の乱中「我已為東帝、尚誰拜」(呉王濞傳)。

製銅製塩のもたらす利益によって富裕な呉には賦税もない。一方直轄地としての郡県でははるかに遠い長安への徭役がまわっている。道中の銭用はすべて自弁である。これでは「苦屬漢而欲得王至甚、逋逃而歸諸侯者已不少」(賈誼傳)も当然の勢であった。

賈誼の伝に「至孝文皇帝、閔中国未安、偃武行文、則斷獄數百、民賦四十、丁男三年而一事」とある。人頭税を通常の百二十銭から三分の一の四十銭に、徭役九十日を三年に一度、つまり年ごとに三十日に縮少した。文帝が租税を全免し景帝また半租としたことは仁政として有名であるが、こうしたことも実は呉王濞伝とのかかわりで見れば、郡県の民の諸王国への流亡を防いでその地に定着させるための苦心の方策であったと解せられなくもない。

年ごとの朝覲を義務づけられた外に制約されることのなかった諸侯国に、中央政府が直接介入する口火となったも

のは、文帝二年の虎符の制定による軍事権の制約である。賈誼は「一脛の大きさ幾んど要の如く、一指の大きさ幾んど股の如き」諸侯国を分割し、「天下の治安天子の無憂を欲すれば、諸侯を衆建して其の力を少くかにしくなし」(蓋強)とし、晁錯の場合も「言宜削諸侯事、及法令可更定者」書凡そ三十篇があった。その内容は景帝期に「諸侯の罪過あるときはその支郡を削らん」と主張しその根拠とする法の改訂であったが、景帝は「公卿列侯宗室をして難え議せ」しめた。この時竇嬰のみが反対したという。これを法として定着したものが三十章あったが、これらは諸侯国に不利なものであるゆえに「諸侯謹誼」(晁錯)という。

こうした割削政策に反発して諸侯国連合を組織して反乱を企てたものがさきの呉王濞を首領とするいわゆる呉楚七国の乱であった。そしてこの時の口号は「變更高皇帝法令、侵奪諸侯地」(吳王)する君側の奸晁錯を斬るということだった。

「高皇帝の法令」(膠西王)を踏みにじって天子を惑乱する晁錯を討つことを名目とした七国の乱は、中央政府を震駭し勝敗の帰趨また決め難い事態にまで至るが、七国側の足並みの乱れなどがあって、反乱は失敗する。この景帝三年の事件で晁錯は東市に斬殺されるが、実は「東帝」と自ら号した呉王の場合を考えると、中央政府と諸侯国の問題は、もはや「高祖の約」といった名目の問題などではなく、力によって決着せねばならぬ対立の極点にすでに達していた。呉は肥大した封建諸侯の一つの典型であった。

呉楚七国の乱後中央政府は更に厳しい諸侯国彈圧、介入を行う。第一は諸侯王の国政からの分離であり、王国の政治は中央派遣の「相」によって執行される。第二は封地の大巾な縮少である。乱後新たに任せられた諸侯王は大国でさえ十余城であり、従前からの大諸侯国も現王の死去後は、王子たちが数国に分封され、一国の封地は俄かに縮少する。史記礼書では、晁錯が斬殺されて以後「是後官者、養交安祿而已、莫敢復議」というが、事実は晁錯の路線は継承されて同調者も多く、事業は着々と進行しているのである。(景十三王伝)そして第三にこの乱後、諸侯国はもはや匈奴

及び諸外国と境を接する土地を領有しえなくなった点も見逃せない。この時以来諸侯国と匈奴、南方諸国とは分断されるのである。

それでもなお諸侯国が依然たる勢力を有して中央政府に対峙するものであったことは、「官館を治め、四方の豪傑を招き、驕奢甚しき」江都易王非もい(景十三、王伝)、「賓客方術の士を招致すること数千人」(淮南王、伝)の淮南王安、これと結んで謀反を図る衡山王が「多く金銭を給して賓客を招致」(同上)したことから知られる。

淮南もついに反逆し武帝に討滅されるが、封建諸侯国の命運は、客観的にみれば呉楚七国の乱を頂点にいまや衰退の一途を辿っていた。史記は淮南の反乱を次のように記述する。「(建元六年)……慧星竟天、天下兵当大起、(淮南)王心以為、上無太子、天下有變、諸侯竝争、愈益治攻戰具、積金錢、賂遣郡国遊士、妄作妖言、阿諛王、王喜多賜予之……、初王数以举兵謀、問伍被、被常諫之、以呉楚七国為效、王引陳勝呉広、被復言、形勢不同、必敗亡……。」さらに伍被の伝をみるといま「天下の安寧は、又秦時に万倍する」もので「諸侯に異心なく百姓に怨気なき」時世なのである。それでも微幸の策としては、丞相御史の偽令や印鑑を作為して民衆や豪民の不満を醸成し、諸侯の太子を囚えて中央への不信感を増中すること、こうしたいわば攪亂の法をとる以外にない、という。

伍被は呉楚七国の乱を決定的なものと認識する。当面の諸侯国で正面切った中央政府との軍事的対立抗争はいまや不可能だといっているのである。恐らくこの認識は正しい。淮南の反乱は、追いつめられたものの自棄的なそれであった。史記漢興以来諸侯年表は封建国家としての漢王朝の推移を次のように記述する。

漢定百年之間、親屬益疎、諸侯或驕奢、怙邪臣計謀為淫乱、大者叛逆、小者不軌於法、以危其命、殞身亡国、天子觀於上古、然後加惠、使諸侯得推恩分子弟国邑、故齊分為七、趙分為六、梁分為五、淮南分三、及天子支庶子為王、王支庶為侯百有余焉、呉楚時、前後諸侯或以適削地、是以燕代無北辺郡、淮南長沙無南辺郡、齊趙梁楚支郡名山陂海、咸納於漢、諸侯稍微、大国不過十余城、小侯不過数十里、上足以奉貢職、下足以供養祭祀、以蕃輔京師、

而漢郡八九十、形錯諸侯間、犬牙相臨、乘其隄塞地利、疆本幹弱枝葉之勢也。尊卑明而万事各得其所矣

右の記述は年表をみても、太初四年までを含むものであるが、「疆本幹弱枝葉之勢也、尊卑明而万事各得其所矣」とする体制の確立は、時間的には太初以前に溯りうることであろう。たとえばさきの伍被の発言からも知られるように呉楚七国の乱が決定的な分岐点、すなわち漢高以来の諸侯王とそれ以後の諸侯王の存在様式を区切るものであり、またここに万事その所をえて望ましい体制ができ上ったとする認識もひとり司馬遷にのみ特有のものというわけではなかったろう。それは文景以来、賈誼晁錯らが「此くの如くせずんば、天子尊からず、宗廟安んぜざ」(晁錯傳)るものとして一貫して追求してきた政治体制であり、晁錯が斬殺されてのち晁錯を国家の不幸な犠牲者であったとする見方は漢廷内に日ごとに高まってもいたからである(景十三王傳中山勝王の言)。

そしてこの「尊卑明而万事各其所矣」とする封建諸侯国の配置図は、実は漢初の封建諸侯のありようとは、その自立性や力関係において全く異ったものであった。それは皇帝権力に包摂された新封建国家の成立とでもいうべきものであった。諸侯国は「ただ衣食租税をえて政務に与からざる」(諸侯王年表)存在となつて、かつての「大なる者は州を兼ね、連城數十、宮室百官制を同じゅうする」(同上)独立自尊の面影はいまや全くない。

文景期の賈誼晁錯の主導による「強幹弱枝」政策は、かくして呉楚七国の乱をピークとして完成化に向うわけであるが、思えば賈誼にせよ晁錯にせよ「強幹弱枝」を説くことはあつても「強幹滅枝」とは絶対にいわない。それは彼らが諸侯国の存在を前提とした中央集権国家の成立に高祖以来の漢王朝の独自の性格を見出しているからであつて、封建諸侯国の消滅は、漢家の自己否定に等しいと考えているからである。この意味で賈誼らの政策は、漢高以来の、つまり秦を否定して封建体制を布いた漢初以来の体制の大巾な修正ではあつても、本質的には理想的な力関係を作りあげるためのバランス論であつた、としなければならぬ。さらにいえば、漢の政治体制は、この封建体制こそが一義的に重要な位置を占める、ということである。

さてこうした新封建体制とでもいうべきものが文景期を通じて形成されていくとき、その反面では同時進行的に郡県化が行なわれている。秦の場合と同様、この過程で「古を是」として「今を非る」徒輩は当然存在したと思われる。たとえば諸侯王に寄食する諸子遊説の徒、旧来からの血縁地縁に結ばれた地方豪強の徒の場合もあり、新法に馴染めぬ農民ももとより存したと考えられる。また二重国家体制であるため、たとえば呉王濞の王国では銅塩の利で賦税もなく歳ごとに村里まで賞賜が行きとどくが、一方では郡県の民には租税負担のうえにさらに道中の費用自弁のほかなる徭役がまわっている。「王国待望論」も出てくるわけであり、税の安い諸侯国への逃亡者も続出するわけである(賈誼傳)。文帝が租税を全免し徭役を三分の一にした(賈捐之伝)のも、こうした諸侯国との関係でみれば、たんなる「仁政」ばかりのこととは見られない。

しかし、一般的にいつて文帝の全免、景帝の半免は、民力の恢復に有効であつたらうし、その限りで農民の定着化に大きな役割りを果たしたであろう。そしてより積極的にこの時期に郡県化政策としてとられたものは、地方豪族、名家の地域との分断を意図した遷徙策であつた。より弱少な郷村指導者は、漢の政治体系へ吸収合体していった。たとえば二十等爵制、また三老、長者としての礼遇というように。景帝がしきりに詔を發して官吏の綱紀肅正をいい、官と庶の着衣の別をも説くのは、郡県農民への対策をも意味していよう。

かくして文景期は、新封建体制を基軸として郡県制を内包する新秩序体系への推移期と捉えられる。体制の側からこれに見合ったイデオロギー、政治理念とは何かが求められてくる。変革期であればあるほどその欲求も必要性も強烈である。いつまでも「高祖の約」にしがみつ⁽²⁾くことはできない。

文帝十五年の「国家の大体」「人事の終始」「直言極諫」の三道を求めた賢良対策、また公孫臣の上書にもとづいた正朔服色の改訂から新垣平の瑞祥に端を發した十七年の「改元」の断行、も試行錯誤的ではあつたが、ともかく新体制へのそれなりのアプローチであつた。景帝期の官名の変更や車駕衣服の規準の設定も、中央官庁とその他、また官

と庶との明白な別異を目ざした尊卑序列の明確化を意図するものであった。

民間でももとよりこうした空気に無反応ではいられない。建元元年老儒申公を招いて「治乱の事」を武帝は尋ねるが、その解答に「黙然たり」という(史記 儒林伝)。しかし申公の弟子たちは「明堂を設け：礼を以て服制を為めきた」て「以て太平を興さん」との具体的な構想をもちだしているのである。訓詁を主とする魯学派においてさえこうであった。

(五)

聖人南面而聽天下、所且先者五、民不与焉、一曰治親、二曰報功、三曰挙賢、四曰使能、五曰存愛、五者一得於天下、民無不足、無不贍者、五者一物紕繆、民莫得其死、

聖人南面而治天下、必自人道始矣、立權度量、考文章、改正朔、易服色、殊徽號、異器械、別衣服、此其所得与民變革者也、

其不可得變革者有矣、親親也、尊尊也、長長也、男女有別、此其不可与民變革者也、

これは礼記大伝の一文であるが、国家の保全を身内功臣の処遇、賢能を用いつつ「存愛」して万全を期すという。この五者が十分に機能するとき民衆の生活は「足らざるなき」安泰さに至る。しかしこの段階では民衆は関与しない。こうして後制度服色の改定に及んではじめて「民と」変革する。しかも一貫して不変なものは、親親、尊尊、長長、男女の別の四倫である、という。民衆が政治の当面の主体ではないとする第一段は、正直に当時の政治の実態を示すものであろうが、次いで一般論的に正朔服色の改変をいうのからすると、この文章も王朝の更迭することに正朔服色

を改めるべきだとする思想の普及した漢初に成立期を考えてよいようである。またこの一文は賈誼の「以為うに漢興りて二十余年、天下和洽す。宜しく当に正朔を改め服色を易え、度を制し官名を定め、礼楽を興すべし」(賈誼)の主張から、文帝前十四年の公孫臣の上書、景帝前元年の詔、中六年の詔等々を思わせるものであるが、要はこの一文がこうした個々の事がらを要領よく「聖人南面の術」としてまとめあげているところにある。かつて曹参が惠帝期に斉に相となって赴いた折「天下初定、悼惠王富於春秋、参尽召長老諸生、問所以安集百姓、斉故俗諸儒以百数、言人殊、参未知所定」(史記曹相国世家)とあつて、さすが斉魯の国だけに儒生の頭かずだけが多いが、「所以安集百姓」について十分に誰れも統一的な見解を示すことができなかつた。これと礼記大伝を比べると、いかにその後の儒生たちが政治世界の動向を見通しながら、自らの「政術」を作り上げていったかを知る思いがする。

凡人所以為人者礼義也、礼義之始者、在正容体、斉顔色、順辞令、容体正、顔色斉、辞礼順、而后礼義、以正君、臣、以親父子、以和長幼、君臣正、父子親、長幼和而后礼義立(冠義)

昏礼者…礼之大体、而所以成男女之別而立夫婦之義也。男女有別、而后夫婦有義、夫婦有義、而后父子有親、而后君、臣、有正、(昏義)

「燕礼は君、臣、の義を明らかにする所以」(燕義)、「聘礼……賓客君、臣、の義を明らかにする所以」(聘義)等とみえる儀礼の「義」と呼ばれる諸篇は、個別の儀礼の意義すなわち精神を説明するものであるが、冠礼も昏礼もすべての諸礼が「君臣の義」に集約されるという方向性をもって記述されている。いわば元来が家や郷党において完結した習俗や倫理が、国家倫理の場にまで拡張されるということである。儀礼はさらに「礼」の形而上的根柢を陰陽説にもとづいて説きなそうともする(郷飲酒義)。(昏義)これらの諸篇の成立は、あるいは漢初にあるのかも知れない。しかし思想や考え方が漢初の早い時期に出来上っていたとしても、それが社会的に説得力を得る時期はいつかということとは別である。

「礼」が政治世界で儀典以外の分野で採りあげられるのは、文帝期、周勃の事件に際会してその処遇を賈誼が上申し、

文帝また「深納其言、養臣有節」(賈誼傳)、つまり礼遇したことはじまる。したがって諸礼をすべて「君臣の義」に帰着させる儀礼諸篇が世に受け容れられるのも、礼が政治世界にその有効性を確認されて以後のこと、「万事その所を得て」「尊卑の明」らかな時代の幕明けをまつものでなければならぬ。

そして何よりも文景期以降、いわゆる新封建体制が着実に進行していくとき、儒生にとって好都合であったことは、かつて周代封建制下で述作された典籍類が、復活蘇生すべき近似した政治体制をここに見出したことである。封建倫理で歴史を裁断した「春秋」は比擬すべき多くを現実にも所有している。漢の王者のための法を説いた、といわれる所以である。しかも現実の体制は、過去の封建制の実質を多分に斬り捨てた形式だけのものではあるほど、具體的な現実を捨象した理論も作り易く、時代に適合させることも容易となる。かくして秦の始皇が行った度量衡や文章器械の統一や別異が、あたかも「聖人南面」の術であるかのように説きなされる。しかもここにいう正朔服色の改訂は、実に時代もまた需めていた。

六

文景から漢武にかかる時代は、基本的に連続するものである。国の内外の諸問題においてそうであった。漢初の至上の権威であった「高祖の約」もこの期には社会状況の推移とともにその絶対性を弱めている。新たな権威は見出さねばならない。それは当然のこと高祖を否定するのではなくそれを包み込んでより現状に適合するものでなければならぬ。漢高体制は文景期まさに曲り角に達していた。

文帝が詔策で「国家の大体」を問うのも、「瑞祥」玉杯に籍口して改元までするのも、変革期の王者の苦惱模索を

示すものである。景帝が宮室列館を整備し、諸官名を改めるとき、それはまた何のためにかなる論理によってそうであるのかを、いずれは明示せねばならないであろう。呉楚七国の乱の平定後、諸侯国問題の大勢は決している。「万事その所を得た」望ましい状況へと進みつつある。淮南子もいうように社会は急速に「武から文へ」(汎論)推移しているのである。社会経済の安定は、農民にも和楽と人情を与え、社会の一角には万石君の如き礼教孝謹の実践者も登場している。武帝また老儒申公を招いて「以て太平を興さん」とする。

こうした諸状態の中で思想界は、政治世界の動向を最大の関心事として睨みながら、それぞれの学説をいっそう整合化していく。「雑家」的傾向はこの時代の学問のむしろ特色であった。そして各派それぞれに真理そのものだと信奉する典籍「経」を立てる。史記六家要旨がこの期の学術を「陰陽儒墨名法道德、此務為治者也、直所從言之異路、有省不省耳」と一括して「政術」と捉えるのは全く正しい。とはいえ時の顯学道家は、その思想の本質的な消極性のゆえにいっそう複雑化してゆく国の内外の諸問題についていけない。積極的な将来への展望が見出せないばかりか、むしろ後退して「高祖の約」にしがみつこうとする。一方法家は体制固めのたしかに主役ではあったが、その「親親」「人情」を否定する酷薄さは世に受け入れられない。しだいに大体を知らざる「刀筆の吏」に閉じこめられていく。とりわけ「国家の大体」がより宗教的神秘的な傾向で問われているとき、法家の思想はこれを受けとめる能力を欠く。せいぜい君主の無為、道をいうに止まる。「率ね浮弁」といわれる淮南や衡山の王たちの下に集った諸客は、兵法をいい武器を開発する騷擾の士であって「万事その所を得た」時代に相應するものではない。

こうした時代の状況は、実は諸子百家の選択の中をごく限られたものとしていた。問題はむしろいつ誰れがこの時代の精神を明確化し、宣言するかにあるといっよよいようである。安定的な体制にあえてヒビ割れを求めるものは排除せねばならない。その意味で、武帝即位の年に、趙綰らによる「申商刑名」の徒の排除宣言の行われたことは、時宜を得たものでもあったし、文景期の流れにいっそうのはずみを与えるものであった。

最後に董仲舒について触れなければならない。以上の小論では董仲舒をひとまず措いて文景期以降の政治諸状況の必然として儒教の抬頭の考えられることをみてきた。董仲舒は実にこうした流れの結束者であると同時に、以後の儒教の展開に重大な役割りを果たすこととなった。

董仲舒の儒教一尊化に対する役割りについて近年重大な疑義が提出され、それへの駁論もまた発表されている。たしかに漢書に強調される董仲舒像には疑問ももたれるのであるが、結論的にいえば、建元五年の五経博士の設置が史的事実として抹消できず、しかもそれが董仲舒対策の趣旨に則るものである以上、対策の年次そのものも元光元年ではなく、従前どおりの建元元年として差し支えない。ただこの対策からはたして武帝が、ただちに「孔子を推明し百家を抑黜」(董仲舒)する方向に歩み出したかどうかには疑問がある。武帝初期の側近、竇嬰や田蚡らの信奉する儒教は、申公一門の詩経学であり礼制の整備を通じて国家体制の強化を主たる関心事とするものであった。建元三年の東甌問題をめぐる田蚡と嚴助との応酬がこのことを説明する。武帝はこの時は田蚡に従うが、真意は別のところにあった(嚴助)。董仲舒の「大一統」理論は、武帝に好感される要素を多分にもつものではなからうか。もしそうであるならば、董仲舒の抬頭は、申公一門、田蚡らの失脚後影響力の後退した後のことしなければならぬ。

さて対策は「天令之謂命、命非聖人不行、質樸之謂性、性非教化不成、人欲之謂情、情非度制不節、是故王者、上謹於承天意、順命也、下務明教化民、以成性也、正法度之宜、別上下之序、以防欲也、修此三者而大本举矣」(第三条)を骨子とする。王者は天意を継承しつつ法度を立て民生を充足させるとき、天意をうけた聖人と同体化する。王者は天意を承順するものとして天に制約されるが、法度民生を充足させるとき天そのものに等しき聖人となつて、臣僚民衆とは超絶した神格的存在となる。かくして人間にとって不可測の天は、実は現実の王者に化体する。現実の政治における万般の行為は、原則としてこの王者の天意の承順以外の何物でもない。王者はその存在の形而上的根柢をこ

に得たと称してよい。

礼記大伝は「聖人南面」の術を説いて王者を無媒介に聖人と読みかえ、それによって政治の道義性は保証すみだ主張する。一方文帝はしばしば詔勅に「天」をいい、また「瑞祥」をえたという。それは天を恐れ天から嘉せられる王者であることを示したいからである。公羊学者としての董仲舒は、その天人相関説の多くを春秋から学びとっていたであろう。また当時流行の陰陽説から影響をうけたことも否めないであろう。しかしこの天人相関説は、結果的に礼記の「聖人南面」の術の形而上的根拠を示し、かつ文帝の苦衷をも吸みとった帝王論ともなっている。対策はこの意味で漢代「帝王論」であり「国家論」である。同時に歴史的には秦の刻石に対応してこれを止揚するものであり、また文帝以来問われ続けてきた「国家の大体」論の秀抜な解答でもある。

以上要するに、漢武における儒教一尊、思想統制ということも、文景期の郡国制再編成、いわば新封建体制の形成過程で行政的にも思想的にもいまや不適合となった部分を切り捨てつつ、同時に新体制に相応する国家理念の模索を董仲舒の対策に見出し、その理念と現実政治とのよりいっそうの緊密化を求める方向で、孔子の術に非ざるもの排除「五経博士」の設置、功令の制度化が実施されることを政治史的な側面を主として述べてきた。そして儒教はこの時を契機として初めて政治世界に直接関与する位置を獲得したのである。¹⁰⁾

注

- (1) この点に関しては、稲葉一郎「秦始皇の貨幣統一について」東洋史研究37—1、越智重明「一畝二百四十步制について」東方学53を参照されたい。
- (2) 拙稿「秦の思想統制について—雲夢秦簡ノート」九大中哲論集4、「雲夢秦簡『編年記』について」九州中国学会報22
- (3) 始皇刻石については、上掲拙稿「秦の思想統制について」を参照されたい。
- (4) 古く狩野直喜博士に「儒学と漢武帝」(『支那学文叢』所収)があつてこの問題を追求されるが、惜しいことに論文後半部分を欠伏している。

- (5) 漢初の思想界の総体的な推移を辿りながら武帝期の儒教抬頭の因を見出そうとするものに、石田秀実「漢代儒学の一考察―いわゆる『儒墨』について―」集刊東洋学40がある。拙稿「『文景』から『漢武』へ―儒教国教化への道程―」九大哲学年報38もこれを扱う。
- (6) 上掲拙稿「『文景』から『漢武』へ」を参照されたい。
- (7) 「高祖の約」が景帝によって便宜に使い分けられる例を周勃伝に見ることが出来る。
- (8) 武内義雄「礼記の研究」全集4、金谷治「秦漢思想史研究」第四章「秦漢儒生の活動」(下)
- (9) 福井重雅「儒教成立史上の二三の問題」史学雑誌76―1、この反論に、佐川修「武帝の五経博士と董仲舒の天人三策について」集刊東洋学17があり、武帝期以降の儒教をも視野において論じたものに、富谷至「『儒教の国教化』と『儒学』の官学化」東洋史研究37―4がある。
- (10) 以上では主として体制の推移を文景期に焦点を合せて論じた。専制君主と儒教との結合の内的な連関、及び封建体制がたんなる形式としての政治体制に止まらず、郡県化の拡大にもなつて強大化した専制君主の座を、より安定化させるための生きた制度としてこの時代の歴史に作用したことについては、次の機会に述べたい。